

16

すべての学校園で取り組みつなぐ特別支援教育 (縦の連携)

第3期プラン 1-(5)-ア

1

「生きる力を育む教育の推進」

共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のため、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」に基づき、全ての学校園や学級に、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒が在籍することを前提に、一人一人の教育的ニーズを把握し、自立と社会参加を見据えたキャリア形成に向け、きめ細かく適切な教育的支援を行う。

令和4年度 重点実践事項

- 入学・進学時等の着実な情報の引継ぎと、教育的ニーズに応じた指導・支援の継続
- 支え合い認め合う学級づくりとユニバーサルな授業づくり等への授業改善の推進

実践目標

1

一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育を充実する

① チームで取り組む校園内支援体制の構築 **全**

校長は学校園経営計画に特別支援教育を明示するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、校園内委員会を定期的に開催し、PDCAサイクルによる点検・評価や全ての教職員の共通理解を図る。

② ニーズに応じた合理的配慮の提供 **全**

「学校における合理的配慮の観点」(教育内容・方法、支援体制、施設・設備)を踏まえ、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、本人・保護者との合意形成を図る。また、定期的にその成果を検証・評価し、内容を見直す。

重点! ③ 個別の教育支援計画の作成・活用 **全**

作成にあたっては、合理的配慮及び福祉・医療等関係機関の情報を反映させる。作成後も、一貫性のある支援のため、実態把握に基づいた評価の上、適宜見直しを行い共有する。

引継ぎにあたっては、本人・保護者の同意を得る。また、中学校から高等学校へは、必要に応じて「中・高連携シート」を活用し、計画的かつ合理的、効果的に引き継ぐ。

重点! ④ 個別の指導計画の作成・活用 **全**

作成・活用にあたっては、本人・保護者との共通理解のもと、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状態等に応じた指導内容・方法を検討し、PDCAサイクルにより適時見直しを行う。

通級による指導においては、優先的に取り組むべき自立活動の指導内容を設定し、学級担任と通級指導担当教員とで十分な共通理解を図り活用する。

⑤ 適切な教育課程の編成 **小中高特**

通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校で学ぶ児童生徒に対して、障害の状態等に応じ、自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成する。また編成の意図等について、本人・保護者への説明責任を果たすとともに、次年度へ適切に引き継ぐ。

実践目標

2

交流及び共同学習を充実する

重点! ① 「心のバリアフリー」の推進に向けた交流及び共同学習 **全**



様々な心身の特性や考え方をもつ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを図り、支え合うことができるよう、取組のねらいを明確にする。

実施に際しては、交流及び共同学習を教育課程に位置付けたり年間指導計画を作成したりするなど、計画的・組織的・継続的に推進する。

② 特別支援学校と小・中学校の連携 **小中特**

特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地での生活基盤を形成するため、「副次的な学籍ガイド」等を参考に、同世代の仲間と共に学ぶ居住地区校交流を充実する。その際、学習活動に参加している実感や達成感をもてるよう、特別支援学校と居住地の小・中学校は十分に打合せを行い、必要な合理的配慮(教育内容や教育方法等)を提供する。

③ 特別支援学校と高等学校の連携 **高特**

特別支援学校分教室等が高等学校と同一敷地内において取り組んでいる先進的な実践事例や「特別支援学校と高等学校との交流及び共同学習実施事業」の成果等を参考に、各学校において生徒が体験を通して、主体的・対話的に取り組める教育内容や方法を工夫する。

特別な教育的支援の引継ぎのポイント

進学等の移行期において一貫した切れ目ない支援を行うため、個別の教育支援計画、中・高連携シート等(「合理的配慮」含む)を活用した引継ぎを行うことが重要。

「中学校から高等学校への支援継続のための引継ぎのガイドライン」(平成29年11月)

支援の引継ぎについて、特に課題となっている高等学校への引継ぎの仕組み、体制づくりを進めるために作成したものの。内容は次のとおり。

引継ぎの対象者、引継ぎの資料、引継ぎの時期、引継ぎの方法、引継ぎの流れ 等

引継ぎを受けた高等学校における支援情報の活用例

- ・ 教職員で共通理解し、指導・支援に活用
- ・ クラス、グループ編成時に活用
- ・ 個別の教育支援計画等作成時に活用 等

①発達段階に応じた系統的な取組の推進 特

幼稚園、小学部から高等部まで将来を見通した教育を継続して行える特別支援学校の強みをいかし、個別の教育支援計画を活用した系統的なキャリア教育に一層取り組む。また、周囲や社会に貢献しながら自分らしく生きるため、生活、就労、余暇(スポーツや芸術等)の観点から調和的な発達を促す。



②技能検定等を活用した授業改善の推進 特

生徒の就労意欲を高め、企業等への就職を促進するため、外部人材の参画や、技能検定を効果的に活用した授業改善を推進する。また、企業等の理解を深めるため、授業見学等の機会を設け、産業現場等における実習の趣旨の理解と機会の拡充を図る。



①発達障害等に関する知識・技能の習得 全

発達障害等に関する基礎的な知識・技能を習得し、指導力の向上を図るため、ユニバーサルな授業づくりや多様性を尊重した学級づくり等を行う。また、学習指導要領等に示された学びの困難さに応じた指導ができるよう指導力の向上を図る。

②学校園の中核となる教員の専門性の向上 全

特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級担任は、県立特別支援教育センターにおける講座の受講等により、インクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の提供等、様々な課題に対応できる指導力の向上に努める。また、特別支援学校教員全員が特別支援学校教諭等免許状を所持するよう、認定講習等を積極的に受講する。

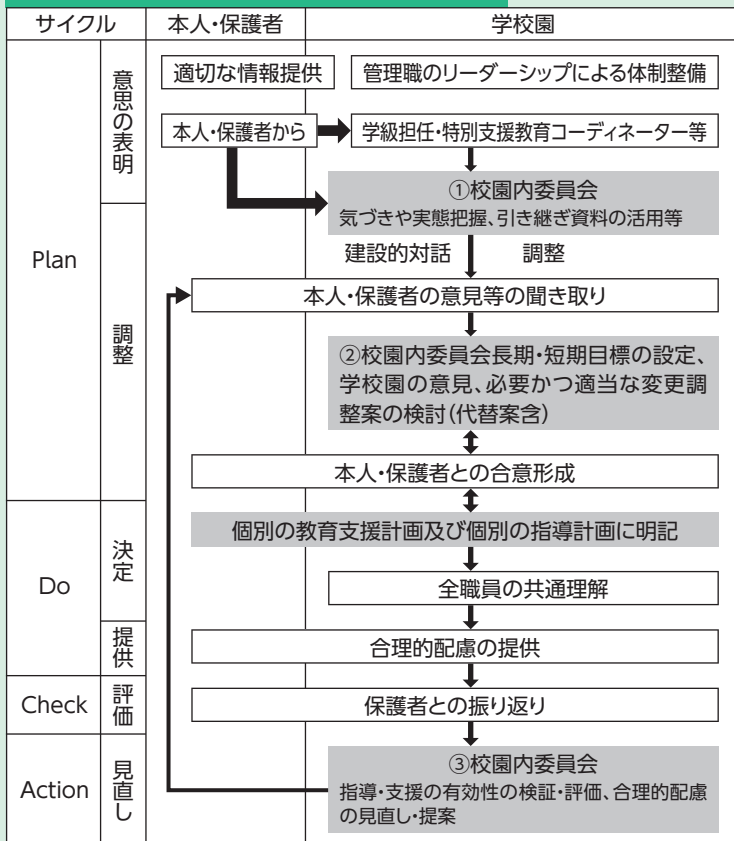
「副次的な学籍(副籍)」をいかした居住地校交流

特別支援学校の子どもたちに副籍を導入(令和5年度から全県で実施)し、地域とのつながりの維持・継続を図ります。そして子どもたちの相互理解を深め、互いに支え合いながら「共生社会」の実現をめざします。
※「副次的な学籍」とは、特別支援学校に在籍するすべての児童生徒が、居住地の小・中学校等の学級に置く副次的な学籍により、組織的に居住地域とのつながりの維持・継続を図る仕組みです。
※本県では、「副次的な学籍」のことを「副籍」と呼んでいます。

学校における合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものです。

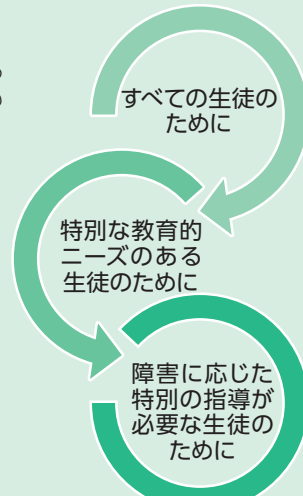
合理的配慮提供のプロセス



特別支援学校のセンター的機能

外部専門家との連携

教育委員会との協議



合理的配慮の具体例

- ・板書やスクリーン等がよく見えるよう、黒板等に近い席を確保する。
- ・聴覚過敏の幼児児童生徒のために机・いすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する。
- ・目的の場所までの案内の際に、幼児児童生徒の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置について希望を聞いたりする。
- ・知的障害のある児童生徒に対して、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。 等

[県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領](H28県教委)を一部抜粋